

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和8年10月6日

岩手県立盛岡農業高等学校長 佐 藤 紀 文

1 入札に付する事項

- (1) 業務名 岩手県立盛岡農業高等学校森林土木実習棟ほか産業廃棄物収集運搬処分業務
- (2) 履行場所 岩手県立盛岡農業高等学校 滝沢市砂込 1463 番地
- (3) 履行期間 契約締結の日から令和9年3月31日まで
- (4) 仕様等 入札説明書による。

2 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日時 令和8年10月27日(火) 午前11時00分
- (2) 場所 岩手県立盛岡農業高等学校 第一会議室

3 入札参加者資格

次のすべてを満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (3) 岩手県県税条例（令和3年岩手県条例第58号）第4条に掲げる税目及び消費税法（昭和63年法律第108号）に定める消費税に滞納がないこと。
- (4) 事業者の代表者、役員（執行役員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員ではなく、かつ、暴力団（同法同条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
- (5) 一般競争入札参加申請書の提出の日から落札決定の日までの期間に、岩手県から県営建設工事、建設関連業務及び庁舎等管理業務に係る指名停止措置を受けていない者であること。
- (6) 入札日現在で、次に示す産業廃棄物全てについて、岩手県の産業廃棄物収集運搬業許可を取得している者であること。
 - ア 廃プラスチック類
 - イ 木くず
 - ウ 金属くず
 - エ ガラスくず及び陶磁器くず
 - オ 汚泥
- (7) 入札日現在で、循環型地域社会の形成に関する条例（平成14年条例第73号）第13条及び第14条に基づき、岩手県産業廃棄物処理業者育成センターが行った格付けで「☆☆☆」に認定されている者であること。
- (8) 収集した廃棄物を岩手県外に持ち込む場合、入札日現在で、持ち込む都道府県の産業廃棄物収集運搬業許可を取得している者であること。
- (9) 入札日現在で、岩手県に主たる営業所を有していること。

4 入札参加申請に関する事項

- (1) 本件の入札に参加しようとする者（以下「入札参加希望者」という。）は、入札説明書に示す書類を令和8年10月19日(月)午後4時までに岩手県立盛岡農業高等学校事務室あてに各1部提出すること。

なお、郵送による場合も同日必着とする。また、当該書類の補足、補正は、令和8年10月21日(水)午後4時まで認める。
- (2) (1)による入札参加資格の確認結果については、令和8年10月22日(木)までにファクシミリで通知する。

5 入札説明書等の交付

交付場所及び問い合わせ先

〒020-0605 岩手県滝沢市砂込 1463 番地

岩手県立盛岡農業高等学校事務室 電話番号 019-688-4211

なお、入札説明書等は、岩手県公式ホームページからダウンロードが可能であること。

6 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金 免除
- (3) 入札の無効 この公告に示した入札参加者資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、その他入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 落札者の決定方法 会計規則（平成4年岩手県規則第21号）第100条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (6) 調達手続の停止 令和8年度一般会計9月補正予算が議決されなかった場合等にあつては、本件業務の調達手続きについて停止の措置を行うことがある。
- (7) その他 詳細は入札説明書による。